

令和7年9月12日
大阪税関

関係各位

大阪税関職員の通年轻装化実施及びサングラス着用について（お知らせ）

平素より税関行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、大阪税関では、職員の働き方改革の一環として、通年での職員の軽装化（上着、ネクタイ等なし）を実施することとしたのでお知らせします。
また、職員の健康管理・安全確保の観点から、必要に応じてサングラスの着用も認めることとします。
本取組みへのご理解のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

記

1. 目的

- (1) 働きやすい軽装で業務を行う職場環境の整備により、業務能率の向上及び職員の心身の健康維持を図る。
- (2) 軽装の取組みにより適正な室温設定で空調を使用することで、省エネルギー及びCO₂排出抑制を図る。
- (3) 強い日差しや眩しさへの対策として、サングラスの着用を認めることで、職員の眼の保護及び業務遂行上の安全性の向上を図る。

2. 実施期間

通年

3. 対象職員

全職員（軽装の取組みについては、制服を着用する職員を除く。）

4. 軽装等の範囲

軽装の範囲は、過度な冷暖房に頼らない服装（上着・ネクタイなし。半袖シャツ、カーディガン等）とします。

ただし、式典への出席等、社会通念上必要と判断される場面においてはネクタイ及びジャケットを着用します。

また、サングラスについては、黒や茶等の落ち着いた色のレンズ及びフレームであって、デザインが奇抜又は華美なものとします。

5. 留意事項

職員一人ひとりが業務性質や社会通念に応じて、公務員としての品位と節度ある服装に心がけます。